

# 特別警報（種類を問わない）・「暴風警報」発令時における 水泳競技会（滋賀高体連主催）実施上の措置

滋賀県高等学校体育連盟水泳専門部

滋賀県下各地域のいずれかに特別警報（種類を問わない）・「暴風警報」が発令された場合、以下の注意に従って行動すること。

1. 午前 6時において暴風警報が発令されていない場合は、予定通り競技を実施する。
2. 午前 8時までに解除された場合は、競技開始時間の調整を行い、実施する。
3. 午前 8時以降、午前10時までに解除された場合は、競技開始時間を遅らせて実施し、概ね次の時間を目安とする。  
午前 8時頃に解除された場合は競技開始時間を2時間程度遅らせて実施。  
午前10時までに解除された場合は競技開始時間を3時間程度遅らせて実施。
4. 午前10時においてなお暴風警報が発令中の時は競技会を中止とする。

\*暴風警報が解除になっても状況によっては集合が困難な場合がある。そのときは、充分安全確保に留意すること。

\*その他の警報（大雨、洪水等）発令時には、安全に留意して会場へ集合すること。

\*以下の場合の対応は、運営委員会で協議の上、競技委員長が決定する。

- ・競技開始時間変更を行った場合、開始時間、競技順、競技形式。
- ・競技会が中止となった場合、以後の日程。
- ・競技会中に「暴風警報」が発令された場合、または発令のおそれのある場合の対応。
- ・その他、変災時の対応。